

# 住田町奨学金返還免除制度

住田町では、次代を担う有為な人材を確保し、定住人口の増加を図るために、奨学金の返還免除制度を導入しています。

**対象者**：平成28年度以降に奨学金の返還を開始する方が対象です。  
 主な要件は下記のとおりです。

区分	要件	対象期間	備考
一般枠	①返還計画が10年間であること ②返還免除申請日において残る返済期間が60月以上であること ③市町村民税等に滞納がないこと ④返還開始月以降に町内に継続して5年以上居住実態があり、且つ継続して就労（3月未満の未就労期間を除く）していること	免除申請日が属する月及び免除の要件を満たした日が属する月のいずれか遅い月から最大60月	他の区分に重複して該当する場合は、他の区分の該当者とする。
看護職枠	①返還計画が10年間であること ②返還免除申請日において残る返済期間が1月以上であること ③市町村民税等に滞納がないこと ④令和3年4月1日から令和8年3月31日までに町が定める医療機関等に正職員として採用され、且つ継続して就労していること ⑤看護職の資格を取得していること	免除申請日が属する月及び免除の要件を満たした日が属する月のいずれか遅い月から最大60月	

※医療機関等…未来かなえ訪問看護ステーション、社会福祉法人鳴瀬会、社会福祉法人住田町社会福祉協議会、合同会社朋

それでは、返還免除制度の活用方法について例を紹介します！

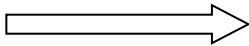
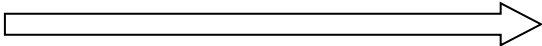


## 【一般枠の場合】

（例1）返還開始時から要件を満たしている場合【貸与額 2,400,000 円】

	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	令和3年10月1日から 令和8年9月30日まで	令和8年10月1日から 令和13年9月30日まで	令和13年 10月1日から
返還額	据え置き	奨学金返還額 1,200,000 円（5年間）	奨学金返還 <b>免除額</b> 1,200,000 円（5年間）	奨学金返還終了！
居住要件	居住地 不問	町内居住及び就業が継続していること		

（例2）返還開始2年後から要件を満たしている場合【貸与額 2,400,000 円】

	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	令和3年10月1日から 令和5年9月30日まで	令和5年10月1日から 令和10年9月30日まで	令和8年10月1日から 令和13年9月30日まで	令和13年 10月1日から
返還額	据え置き	奨学金返還額 480,000 円（2年間）	奨学金返還額 1,200,000 円（5年間）	奨学金返還 <b>免除額</b> 720,000 円（3年間）	奨学金返還 終了！
居住 要件	居住地 不問	町外居住 	町内居住及び就業が継続していること 		

【看護職枠の場合】

（例3）返還開始時から要件を満たしている場合【貸与額 2,400,000 円】

	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	令和3年10月1日から 令和8年9月30日まで	令和8年10月1日から 令和13年9月30日まで	令和13年 10月1日から	
返還額	据え置き	奨学金返還 <b>免除額</b> 1,200,000 円（5年間）	奨学金返還額 1,200,000 円（5年間）	奨学金返還終了！	
居住 要件	居住地 不問				

（例4）返還開始2年後から要件を満たしている場合【貸与額 2,400,000 円】

	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	令和3年10月1日から 令和5年9月30日まで	令和5年10月1日から 令和10年9月30日まで	令和8年10月1日から 令和13年9月30日まで	令和13年 10月1日から
返還額	据え置き	奨学金返還額 480,000 円（2年間）	奨学金返還 <b>免除額</b> 1,200,000 円（5年間）	奨学金返還額 720,000 円（3年間）	奨学金返還 終了！
居住 要件	居住地 不問				

【一般枠・看護職枠のどちらにも該当する場合】

（例5）返還開始時から要件を満たしている場合【貸与額 2,400,000 円】

	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	令和3年10月1日から 令和8年9月30日まで	令和8年10月1日から 令和13年9月30日まで	令和13年 10月1日から	
返還額	据え置き	奨学金返還 <b>免除額（看護職枠）</b> 1,200,000 円（5年間）	奨学金返還 <b>免除額（一般枠）</b> 1,200,000 円（5年間）	奨学金返還終了！	
居住 要件	居住地 不問	町内居住及び就業が継続していること 